

(案)

資料 1 - 2

個 情 第 号
令和 5 年 8 月 〇 日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿
総務大臣
松本 剛明 殿
法務大臣
齋藤 健 殿
文部科学大臣
永岡 桂子 殿
厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子
(公 印 省 略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 5 条第 6 項で準用する同条第 4 項の規定に基づく意見について (回答)

令和 5 年 8 月 21 日付けデ社第 3 2 3 号等をもって意見を求められた件について、別紙のとおり回答する。

以上

(別紙)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第6項で準用する
同条第4項の規定に基づく意見（案）

令和5年8月〇日
個人情報保護委員会

地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者及びガバメントクラウド運用管理補助者等の官民の幅広い主体において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人情報（特定個人情報を含む。）等の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報等の適正な取扱いが確保されることが肝要である。

こうした観点から、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定められた各施策について、次の点に留意することが必要である。

- (1) 地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、引き続き「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第4項の規定に基づく意見について（回答）」（令和4年9月29日個情第1619号）を踏まえること。
- (2) マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得る一連の事案が生じていることを踏まえ、地方公共団体における個人情報（特定個人情報を含む。）等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること。

以上